

12-18 外国人労働者

外国人在留資格と就労可否の区分

1 就労活動に制限のない在留資格（4種類）

永住者、日本人の配偶者等、永住者の配偶者等、定住者

2 在留資格に定められた範囲で就労が認められる在留資格（17種類）

外交、公用、教授、芸術、宗教、報道、投資・経営、法律・会計事務、医療、研究、教育、技術、人文知識・国際業務、企業内転勤、興行、技能、技能実習

在留資格と就労の可否の区分

3 許可内容により就労の可否が決まる在留資格（1種類）

特定活動

4 原則として就労が認められない在留資格（5種類）

文化活動、短期滞在、留学、研修、家族滞在

現在、在留資格数は総数で 27 種類。就労の可否によって 4 つに分類される。

図表の 3 の特定活動は、許可内容により就労の可否が決まる在留資格であり、「EPAに基づく外国人看護師・介護福祉士候補者、ワーキングホリデー、ポイント制による高度外国人材など」がある。

図表の 4 は、原則として就労が認められない在留資格であるが、あらかじめ法務大臣の「資格外活動」の許可を受けた場合には、現に有する在留資格の活動のほかに、一定の範囲内で短時間の就労が認められている。

この場合の「一定の範囲内」とは、大学、大学院、専門学校の留学生では、1 週につき 28 時間以内（夏休み等は 1 日 8 時間まで）、但し、風俗営業でのアルバイトはできない。雇用主は、「在留カード」裏面の資格外活動許可の欄を確認するようにする。